特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
51	御殿場市 新型インフルエンサ する事務 基礎項目評価書	『等対策特別措置法に関

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和3年2月26日

I 関連情報

連絡先

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務				
②事務の概要	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある際に、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を行うこととなっている。 御殿場市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 市内に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項 ② 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ③ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置				
③システムの名称	健康かるて・(Acrocity)				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
住民基本台帳ファイル・市民科	課税非課税ファイル・生活保護情報ファイル・住民健康情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一 93の2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第93条の2				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢> [未定] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供等の根拠) 115の2				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	健康福祉部 健康推進課				
②所属長の役職名	健康推進課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求				
請求先	御殿場市役所 健康福祉部 健康推進課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-1111				
8. 特定個人情報ファイル					

御殿場市役所 健康福祉部 健康推進課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	12年10月31日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	12年10月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書	€ 上语 D 部/≖	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた	-入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの)取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・なく、)	多転(委託や情報提供ネット	・リークシス	マムを通じた提供を除 []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[] Þ	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	养						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明